

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

廃校を活用した定住促進及び障害者福祉向上の取り組みによる地域再生

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

長崎県五島市

## 3 地域再生計画の区域

長崎県五島市の全域

## 4 地域再生計画の目標

### (1) 五島市の現状

五島市は、九州の最西端に位置し、長崎県本土と約 100 km の五島灘を隔てた五島列島の中心である。平成 16 年 8 月 1 日に下五島地域の 1 市 5 町（福江市、富江町、玉之浦町、三井楽町、岐宿町、奈留町）が合併して誕生した。

面積は 420.77 km<sup>2</sup>、対馬暖流に囲まれ温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、農林水産業を基幹産業としてきたが、社会構造の変革や一次産業の低迷とともに、若年者を中心に雇用機会を求めて人口流出が加速し、入江や山間の集落を中心に過疎化・少子高齢化が進行している。

平成 17 年の国勢調査では、人口 44,765 人（減少率 7.8%）老年人口 30.5% となっており、減少率、高齢化率ともに県平均（2.5%、23.6%）を大きく上回っている状況にある。

このため、集落人口の減少の影響で、市内の小中学校は統廃合を含む適正配置、適正規模の維持を行う必要が生じている。現在は小学校 21 校（休・廃校となったもの 8 校）、中学校 14 校（休校となったもの 1 校）という状況で、遊休化した学校施設が増加してきている。

地域に安定した税収源としての大企業などが不在の中で、これまで、過疎法の地域指定や離島振興法の適用を受けながら、行政運営がなされてきており、公共事業に依存する割合が高く、このことが新たな起業形態が進みにくい要因ともなっている。

### (2) 五島市の課題

- ① 五島市の総合計画では、将来目標に「定住人口と心のふるさと市民の合計 10 万人」の目標を掲げ、定住促進策として U I ターン事業や都市との交流促進事業に取り組んでいる。

市内は中心部を除くと、地形的な要因から周辺部には小集落が数多く点在し

ており、これまで道路など交通基盤、港湾・漁港、農業生産基盤などを整備しつつ、地域住民の利便性向上を図ってきた。しかしながら、進学や就業のため若者が島外へ流出し続ける中、少子・高齢化の急速な進行により、集落における地域コミュニティの維持が困難な状況が発生している。

また、児童・生徒の減少により地域の学校の休校・廃校が増加していることが地域の過疎化、高齢化に拍車を掛けており、これまで、地域の行事など住民が集う場所であった学校を中心とする利活用が課題となっている。

また、過疎地域のアンケート調査（H18 国土交通省）によると、65歳以上の高齢者が50%を超える集落が本市に49町内会存在している。（ただし北海道、首都圏、中国圏、四国圏など過疎進行地域に最も多い20世帯以下の町内会は22集落）このような集落の中には、住民相互で取り組む活動が出来なくなっており、耕作放棄された農地や手入れがなされないままの山林が増えている状況にあり、UIターン事業や都市との交流促進事業の取り組みの中で、都市部からの移住者や二地域居住者などの新たな活力で地域を再生する仕組みが求められている。

- ② 本市の福祉対策については、新市の総合計画において、「すべての人々が安心して住めるまちづくり」を基本方針に掲げ、障害者福祉分野をはじめとする保健福祉施策を総合的かつ計画的に推進している。

また、平成18年度の「障害者自立支援法」の施行により、障害者が生まれ育った地域で暮らせることや、地域で働ける場のさらなる確保が求められている。

これらの福祉サービス提供体制の整備のため、障害者への就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待できる者に対し、作業所での就労や生産活動等の機会を提供し、就労への移行を支援する事業を実施・推進することとしている。

五島市では、平成18年度に策定した「五島市障害者福祉計画」において、就労継続支援サービスの見込量を目標値として定めており、日中活動系サービスを提供する福祉団体が今後実施する事業は、「五島市障害者福祉計画」の推進のために必要なサービスを継続して提供するために不可欠な事業である。

しかし、運営主体のNPO法人は運営基盤も脆弱であることから、引き続き休校となっている学校の校舎を活用し、活動の場を提供することで、障害者福祉サービスの安定した供給を図っていくこととする。

### （3）地域再生計画の目標

- ① 地域児童の減少で廃校となっていた戸岐小学校半泊分校を「新現役の会&農援隊」に貸与し、過疎化・高齢化が進行した奥浦地区を活動拠点として、五島市への移住者や都市生活者が一定期間を田舎で暮らすスタイルの二地域居住

者の農的暮らしの実践や地域での起業化などへの取り組みを進め、地域住民とともに定住及び都市との交流を促進する。

(目標)

○ 定住者・二地域居住者数

Ⅰターン者数 30人(平成18～22年度合計)

(平成19年8月現在 6人)

○ 民間の新規事業所数 440事業所(平成19～23年度合計)

② 児童数減少のため休校となっている本山小学校雨通宿分校を障害者福祉団体(若竹の会)に貸与し、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設において働く機会を増大し、地域密着型の雇用創出を図るものとする。

(目標)

○ 障害者の就業者数 90人(平成22年度)(五島市総合計画)

75人(平成18年度)

○ 就労継続支援サービスの見込量 1,566人日分(平成23年度)

(五島市障害者福祉計画)

585人日分(平成18年度)

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

「島の豊かさを創造する海洋都市」を基本理念に掲げる五島市では、定住促進及び都市との交流による地域活性化を推進するため、団塊世代など移住者が持っている知恵、情報、人脈を活用した取り組みを展開することとしている。

地域活性化に資する取り組みを始めているこれら移住者からは、活動拠点の確保のため、遊休化した施設の貸与希望が高まっており、廃校となった戸岐小学校半泊分校校舎等をUIターン者の定住促進や二地域居住者の活動拠点として活用するものである。

また、本市では、平成18年度に策定した「五島市障害者福祉計画」において、就労継続支援サービスの見込量を目標値として定めて、障害者の就労機会を支援しているところであり、現在、休校となっている本山小学校雨通宿分校の校舎をNPO法人が運営する福祉作業所に貸与することで福祉施設の開設を容易とし、障害者の社会参加が可能となるよう支援を行うものである。

具体的には、一般就労が困難な障害者に対し、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識や能力の向上のための訓練を行い、より多くの障害者が就労できるよう支援を実施する。

また、福祉作業所として障害者が学校施設を利用することで、地域住民との交流も深まり、健常者とのふれあいによる知的障害者の療育効果も望むことができるとともに、ノーマライゼーションの理念を拡げる効果も期待できるものである。

## 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

## 5-3 その他の事業

### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み

#### (1) 支援措置の番号及び名称

【番号】A0801

【名称】補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

#### (2) 事業の概要

- ① 戸岐小学校半泊分校がある半泊地区は、山間の入江に面した自然豊かな戸数4戸の小さな集落である。都市生活者が求める田舎くらしの場所の一つと言えるような環境の中で、これらの環境や資源を活かし、半泊地域住民及び五島市との連携・協力のもとに展開する再生事業は、次のとおりである。

「田園ミュージアム構想」の展開

新現役の会&農援隊が提唱する「田園ミュージアム構想」の活動拠点として活用する。

- ・農的暮らしを志向する都市生活者の研修施設に利用（オンライン予備校の展開）
- ・農林水産業の実践者100名による百生人フォーラム開催
- ・奥ノ木場地区に、「農」（田植え、稲刈り、里山手入れなど）に親しめる体験場（田園ミュージアム）を構築。市民との交流、生態系の保全や自然保護の研究を推進
- ・環境企業誘致、社会起業家育成に向けた取り組みの推進

- ② 本山小学校雨通宿分校がある雨通宿地区は、山間を流れる二里木場川沿いの戸数40戸の田園集落である。県道沿いで中心市街地との所要時間も短いなど、障害者の通所も比較的容易な環境にある。NPO法人及び五島市との連携・協力のもとに展開する再生事業は、次のとおりである。

障害者小規模福祉作業所としての利用

NPO法人若竹の会が実施する心身障害者の社会参加・共同作業のための小規模福祉作業所として活用する。

通常の就業が困難な障害者に対し、就労の機会、生産活動の機会を提供し、その知識や能力向上を図る就労継続支援事業の実施

- ・木工作業
- ・さおり織り

### (3) 支援措置の適用要件

- ① 廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること。
  - 五島市が本計画を地域再生計画として、内閣総理大臣に認定申請する。
  - 戸岐小学校半泊分校廃校年月日 / 平成 18 年 3 月 31 日
  - 本山小学校雨通宿分校休校年月日 / 昭和 59 年 4 月 1 日
  - 設置主体 / 五島市(設置時 福江市 平成 16 年 8 月 1 日 富江町、玉之浦町、三井楽町、岐宿町、奈留町と合併)
  - 根拠条例 / 五島市立学校設置条例
  
- ② 廃校校舎等を利用して実施される事業が、「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。(民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携して進められる事業内容であること。)
  - 廃校校舎等を活用した事業展開にあたっては、「新現役の会&農援隊」が五島市のUIターン推進協議会の事業計画との整合性を図りながら推進することとし、市企画課の総合窓口を通して定住促進・交流事業や地域活性化施策の連携を進めるものであり、その取り組みは本計画の目的と合致するものである。
  - 「若竹の会」(NPO法人)による小規模福祉作業所としての利用は、市が施設を無償で貸し付けることにより、事業者の安定的な施設運営が図られることとなる。  
 また、本計画における障害者福祉事業の実施・運営に際しては市が事業者への指導・助言等を行うとともに、地域住民のニーズにあったサービス提供ができるよう調整を図るものとする。障害福祉サービスを担うNPO法人による訓練等給付サービスが計画的に展開されることにより、障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる。  
 これらのことは、障害者の自立と社会参加を促進し、障害者の就業者数の増加と障害者社会参画への理解向上という本計画の目的と合致するものである。
  
- ③ 地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、廃校校舎等の利用が必要であること。
  - 五島市では、これまで定住促進や地域づくりの取り組みに際しては、移

住者の希望に合わせた農業・漁業の研修制度での受入や民間不動産業者の紹介など、各課の対応にまかされていたとともに、個人的な要望がほとんどで、廃校校舎等の利用を希望する事例はほとんどなかった。

しかし、平成18年度に市企画課にUIターンの総合窓口開設から今日までに集団での定住のための廃校校舎等の活用希望が複数寄せられている。支援策の検討を行うに際して、新たな定住促進施設の建設は、厳しい財政状況に鑑みほぼ不可能な状態にあることや既存遊休施設の活用を第一義的に考えると、民間活力と地域との連携事業を進める場合には廃校校舎等を利用した方策が最も効率的な選択肢と考える。

- 障害者福祉においては、障害者が暮らしやすく、社会に積極的に参加できる環境が整っていることが必要であり、そのための障害者の在宅サービス・施設サービスを充実させ、地域住民が交流等を通し障害者を支え合う仕組みを作り、障害者の働く場を確保する。

また、ノーマライゼーション等について市民への普及啓発活動も進めていくことを本市の主要施策に位置付けている。

本市のおかれた厳しい財政事情にあって、新たな施設の確保は事実上困難である中、障害者福祉推進のため、「若竹の会」(NPO法人)による小規模福祉作業所の活動拠点を確保するために、廃校校舎等を活用することは必要不可欠である。

さらに、地域にとっても休校となった校舎を心身障害者が作業所として利用することで、地域の人たちとのふれあいの機会を生み出し、健常者とのふれあいを通じて知的障害者の療育効果の増大や障害者に対する理解浸透に期待するものである。

- ④ 同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。

- 五島市は、新現役の会&農援隊(任意団体)に対し、廃校となった戸岐小学校半泊分校を無償貸与する。

- 五島市は、NPO法人若竹の会に対し、休校となった本山小学校雨通宿分校を無償貸与する。

なお、以上の場合には、関係法令の規定に反しないよう実施する。

#### 5-3-2 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない独自の取り組み 該当なし

### 6 計画期間

地域再生計画の認定日から平成22年3月31日まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

- ① 五島市では、定住促進のためのUIターン推進協議会を設置している。毎年度、団体の活動状況について、報告を求め評価を行うこととする。

数値目標については、それぞれ実数把握をすることにより目標達成状況を評価する。(各種統計調査による把握はその時点で評価)

なお、評価に基づき、必要に応じて、目標達成に向けて実施内容を修正しながら、計画を実施する。

- ② 障害者福祉に関する数値目標については、それぞれについて、毎年度実数把握をすることにより目標達成状況を評価する。

これらの調査等により目標達成状況を最終的に評価するが、平成20年度に、必要に応じた見直しを行い、目標達成に向けて実施内容を修正しながら、計画を実施する。

## 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし